

令和7年度 えべつ地域創生の会調査報告書

1 調査年月日

令和7年11月4日(火)

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

地域医療連携推進法人 上川北部医療連携推進機構 経過と今後について

【調査地】

名寄市立総合病院

3 議員名

岡 英彦

本間 憲一

猪股 美香

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

地域医療連携推進法人 上川北部医療連携推進機構 経過と今後について

1 名寄市立総合病院について

名寄市立総合病院は名寄市を設置者とする許可病床 349 床(一般病床 290 床、精神科病床 55 床、感染症病床 4 床)の病院である。救命救急センターを有する道北三次医療圏の地方センター病院として、二次医療圏である上川北部医療圏域のみならず宗谷、留萌・網走の一部を含む広域な医療圏をカバーしている。医師数は 66 名、診療科は 22 科である。

2 地域医療連携推進法人制度について

高齢化の進展により将来の医療需要の変化に対応するため、平成 27 年から各都道府県の二次医療圏ごとに地域医療構想が策定されることとなった。地域医療連携推進法人制度は、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として創設されたものである。「一般に設立母体の異なる法人間で、経営面まで踏み込んだ連携をするには障壁がありますが、連携推進法人を活用することで、合併とは異なり、各法人の独立性を維持しながら参加法人との連携を強化できます。」とされている。

全国における事例としては、大都市圏において、民間病院の連携によるベッド集約化や建て替えを主眼においた法人が設立されている事例や、地方において、大学病院からの医師派遣をより強力に進めるための法人設立の事例を見ることが出来る。

3 上川北部医療連携推進機構について

令和 2 年に北海道内で初めて認定された地域医療連携推進法人の一つである。参加法人は名寄市(名寄市立総合病院、名寄東病院(105 床、医師 2 名))と士別市(士別市立病院(129 床、医師数 14 名))である。

役員構成としては、代表理事を名寄市立総合病院の元院長が務めており、その他の理事も名寄市立総合病院及び士別市立病院の病院事業管理者や院長、事務職などの両病院の関係者によって担われている。

4 地域医療連携推進法人設立の背景

道北のほとんどの医療機関は小規模で常勤医師は 1~2 人であり、民間医療機関は少なく自治体病院が担っている実態がある。上川北部医療圏の人口は 2020 年の 6 万人から 2040 年には 4 万人程度になるとの予測があり、病院機能を維持できると想定される人口規模を下回っていくと考えられている。そのため医療圏の中核となっている 2 つの病院のより強い連携が必要になってくるため、法人設立に至っている。

法人設立時の参加団体は名寄市立総合病院と士別市立病院であり、その後、名寄病院事業に含まれる名寄東病院が参加している。将来的には、上川北部の公的病院や医師会医療機関の参加も検討されている。

両病院間では、以前から副院長による情報交換、両市の議員による勉強会、事務長の情報交換などが行われていたことにより法人設立に向けた協議が行いやすい環境にあった。

5 地域医療連携推進法人の取り組み

事業内容としては、診療機能の分化・集約化、連携業務の効率化、医薬品・診療材料・委託業務の共同交渉・購入、職員の共同研修などに取り組んでいる。

中でも、名寄市医療介護連携 ICT(ポラリスネットワーク Ver2.0)は、これまで道北北部地域の患者に一貫性のある医療を提供するため、名寄市立総合病院が中心となり士別市立病院など 4 病院で構築されていた医療情報ネットワークに追加する形で、名寄市内の調剤薬局、歯科医院、介護サービス施設・事業所および地域包括支援センターも加わり、医療と介護の連携を強化した新たな ICT ネットワークである。道北北部全公的医療機関が参加し、介護サービス利用者の 98%が登録している。

今後は、人事交流・派遣体制の整備、高度医療機器の共同利用の検討、会計システムの連携の検討などが予定されている。

6 地域医療連携推進法人の必要性について

地域の実情によって大きく異なるため、地域医療連携推進法人は選択肢の一つであると考えられる。設立に向けた作業は相当量のものとなるため、法人設立の目的を明確化し、達成できる見通しのもとに設立する必要がある。

設立することだけを優先し、法人が機能しない状況となることは避けなければならない。

7 所感

地域医療連携推進法人と実際の取り組みについての詳細な説明を受け、様々な観点から意見交換を行った。

地域医療構想を策定している二次医療圏において、中核となる自治体病院を中心に地域医療連携推進法人を設立することは一つの選択肢として有用である。しかしながら、制度を先行させるのではなく、日ごろからの医療者を含めた関係者間での信頼関係の構築が前提となる。

江別市においても目的を明確化した取り組みが求められる。